

専門部会の設置について

1 市民協働審議会の役割

- (1) 市の附属機関として市民協働推進条例に基づき設置。
- (2) 市民協働の推進及び進ちよくに関する事並びに市民協働に関する助成のあり方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、答申する。
- (3) 上記の事柄について、諮問がなくても、調査審議し、市長等の執行機関に対して意見を出すこともできる。

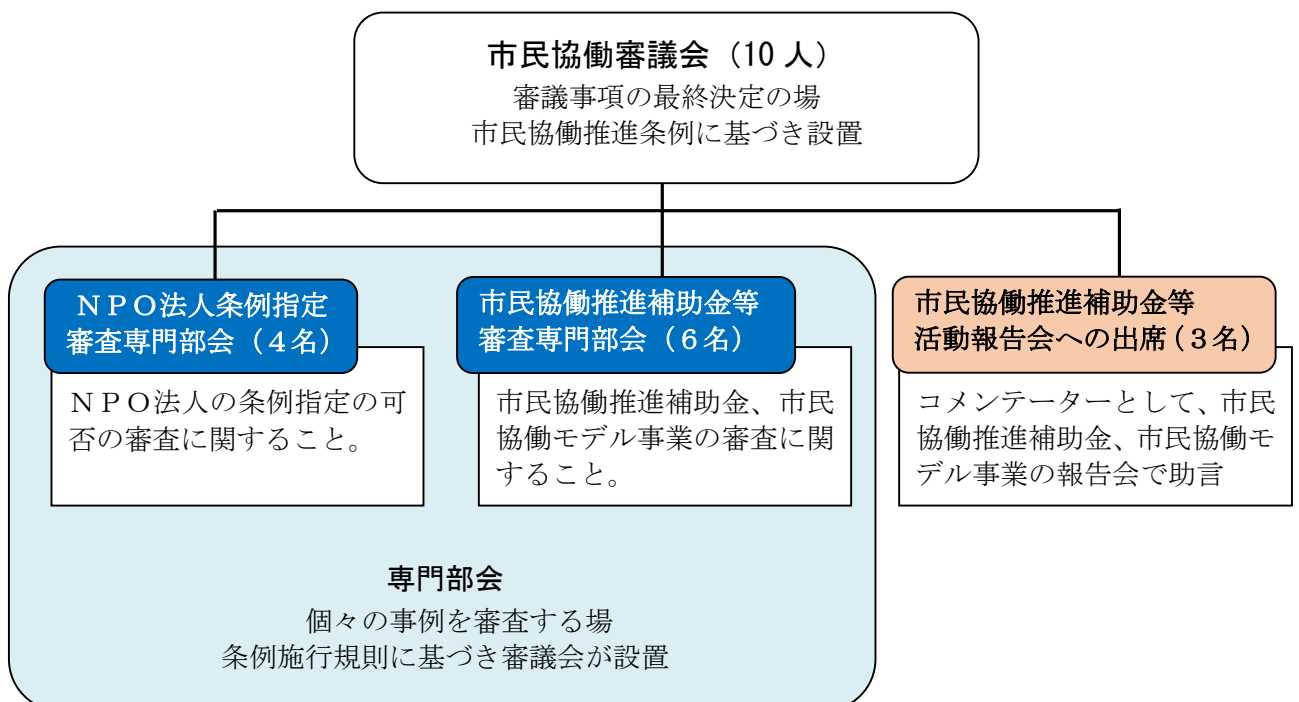
2 任期

- ・ 2 年（今期：平成31年（2019年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日）

3 構成員

- ・ 10名 内訳は以下のとおり
- (1) 学識経験者委員（3名）
- (2) 市民公益活動団体関係者（3名）
- (3) 事業者（2名）
- (4) 公募市民（2名）

4 令和元・2年度組織構成（案）



5 平成 30 年度開催実績

(1) 全体会

開催日時	主な審議内容等
第 1 回 平成 30 年 6 月 25 日 10 時 00 分～12 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて ・ 特定非営利活動法人補助金の審査結果について
第 2 回 平成 30 年 8 月 8 日 10 時 00 分～12 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公益活動ポイント制度の今後の方向性について ・ 市民協働推進補助金の変更点について
第 3 回 平成 30 年 10 月 22 日 10 時 00 分～12 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人条例指定の適否の審査結果について ・ 市民公益活動ポイント制度の変更点について
第 4 回 平成 31 年 3 月 22 日 15 時 00 分～17 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度市民協働推進補助金・市民協働モデル事業の審査結果について ・ 特定非営利活動法人補助金の変更点について

(2) NPO 法人条例指定審査専門部会

開催日時	主な審議内容等
第 1 回 平成 30 年 9 月 27 日 15 時 00 分～17 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人の条例指定の適否の審査について

(3) 市民推進補助金等審査専門部会

開催日時	主な審議内容等
第 1 回 平成 31 年 3 月 4 日 9 時 00 分～18 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度市民協働推進補助金及び市民協働モデル事業公開プレゼンテーション・審査会

(4) 元気ファンド審査専門部会 ※補助金制度見直しに伴い、令和元年度から部会設置なし。

開催日時	主な審議内容等
第 1 回 平成 30 年 5 月 28 日 13 時 00 分～17 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人補助金の審査について

【参考】これまでの審議会からの提言・答申など

年 度	内 容
平成 13 年度	「横須賀市の市民協働を推進するための新たな財政的支援制度のあり方について」
平成 18 年度	「市民協働推進基金の創設」(平成 20 年 4 月に「市民公益活動団体支援基金(よこすか元気ファンド)」設置)
平成 23 年度	「ボランティアポイント制度の導入について—中間報告—」 「ボランティアポイント制度の導入について—答申— ～実証実験の実施に向けて～」
平成 26 年度	「市民公益活動ポイント制度について—答申— ～本格実施に向けて～」
平成 27 年度	「特定非営利活動法人補助金制度の見直しについて」
平成 30 年度	「市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて」